

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、災害派遣等手当が支給される職員の範囲を拡大し、その支給額を定めること。（別表第五関係）

二 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第五の規定は、令和六年一月一日から適用すること。（附則関係）